

令和元年度第3回国分寺市国民健康保険事業運営に関する協議会

日 時：令和元年8月22日（木）午後2時00分から

場 所：国分寺市役所 第1庁舎3階 第1・2委員会室

出席委員：内藤会長・山本委員・新藤委員・田端委員・荒川委員・宮崎委員・藤巻委員・知念委員・新川委員・鈴木委員・和地委員・高相委員・金原委員・田中委員

事務局：鈴木健康部長・大庭保険年金課長・久保国民健康保険係長・飯島・英

事務局 皆さん、こんにちは。定刻前ではございますけれども、皆さんお集まりでございますので、開催させていただきます。

本日は、皆様方には大変お忙しいところ、お集まりいただきありがとうございます。初めに井澤市長よりご挨拶をお願いいたします。

市長 皆様、こんにちは。市長の井澤でございます。

酷暑といわれる状況から少し気温が下がってきて、きょうあたりは前に比べると涼しくは感じますけれども、まだまだ暑さ厳しい折であります。こんなときにお集まりいただきましてありがとうございます。

改めて申し上げるまでもなく、国民健康保険は企業や団体に属していない方々、自営業者の方も含めてお入りいただいている保険でありまして、国民皆保険というものを支えている1つであります。

ただ、非常に国保の財政については、そういう構成員の方々の高齢化や、それからやはりこのところ顕著にあらわれているのは雇用率が上がっているということで、加入者が減少してきている状況であります。そういう中で高齢化された方、そしてそれによって保険の財政状況がより厳しくなっているという状況であります。構成としては保険料のところは当然いただくとしても、そのほかに国や都、そして市のほうからも保険財政のほうに繰り入れをして支えているわけでありましてけれども、国分寺市において繰り入れている額は26市の中でも非常に高い率になってきているという状況であります。この辺については従来からどういう形で財政運営していったらいいのかということについては、いろいろご議論いただき、またご進言もいただいて検討しているところでございますけれども、保険料の値上げ等も従来も行ってきたところであります。

このような難しい課題の中でありましてけれども、委員の皆様方にまたご助言やご意見いただき、しっかりと国民健康保険のこれからも運営をしっかりとやってまいりたいと思っておりますのでございます。

平成30年に今まで保険者であった国分寺市だけではなくて、東京都のほうで広域的にこの運営を見ていただくということで、財政的な支援も東京都から入ってまいりましたけれども、そうはいうもののそれぞれの自治体において保険料を設定しなければいけないということもございまして。こういう後期高齢者保険とは違う意味でも、東京都のほうのかかわ

りということでございますので、非常に我々としても悩ましい運営をしているところでございます。

そういう中にあっても、これから高齢化を迎える中で、しっかりとこの国保の運営を国分寺市としてもやってまいりたいと思っているところでございます。

今回、16人の委員の方のうち、6人の方に交代がございました。新しいメンバーの方にもいろいろまた違った面からのご意見もいただきながら、この審議会の中でご議論いただければと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひ申し上げまして、私からの冒頭の挨拶とさせていただきます。本日はお忙しいところお集まりいただきまして、まことにありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

事務局 市長、ありがとうございます。引き続き国民健康保険事業の運営に関する協議会委員の委嘱状を交付させていただきます。市長が各委員の席までお伺いしますので、恐縮ですが、交付の際はご起立をお願ひしたいと思います。

(委嘱状交付)

事務局 ありがとうございます。

さて、本日の日程は、この後、会長、副会長の選出をお願ひいたします。会長、副会長選出後、市長から諮問書をお渡しし、諮問書のご説明、当協議会の年間スケジュール、国民健康保険の概要等を事務局のほうからご説明させていただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

申しおくれました。私、保険年金課長の大庭と申します。会長、副会長の選出までの間、私が進行を務めさせていただきますので、よろしくお願ひいたします。

次に、会長、副会長の選出に当たり、初めてお会いする方もいらっしゃると思ひますので、恐縮ですが、各委員の自己紹介をお願ひします。それでご発言されるときには、皆様のお手元にマイクがあると思ひます。右下にトークというボタンがありますので、これを押していただくとこのしゃべるところが赤くなります。ここが赤くなればしゃべれますので、ご発言の後、このまたトークを押して切っていただくということになりますので、よろしくお願ひします。

それでは、内藤委員のほうからよろしくお願ひいたします。

内藤委員 皆様、こんにちは。内藤といいます。私はまた再度こちらのほうで皆さんにお世話になりますけど、所属は民生児童委員から出させていただいております。どうかよろしくお願ひします。

和地委員 こんにちは。和地誠一と申します。所属は北多摩東地区保護司会国分寺分会であります。どうぞよろしくお願ひします。

高相委員 こんにちは。高相美鈴と申します。JA東京むさしから代表として参りました。よろしくお願ひいたします。

金原委員 こんにちは。金原でございます。国分寺市の商工会から参りました。よろしくお願ひします。

田中委員 国分寺青年会議所から参りました田中真樹と申します。前任の小坂から引き継ぎまして、このような会というのは初めてなのですけれども、いろいろ勉強しながらいろいろな意見とか出せばいいかと思しますので、よろしくお願いします。

山本委員 被保険者代表の山本と申します。よろしくお願いいたします。

新藤委員 同じく被保険者代表の新藤圭一と申します。この会合というのですか、今回で3回目、3期目になるのですが、いろいろ過去に皆様とお話し合いをさせていただいて、諮問に対して答申等してきたのですが、これにかかわった者として今後の推移というのですか、そういうのを見ていきたいと考えておりますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいたします。

田端委員 同じく田端と申します。前年度に引き続きこの協議会に加えさせていただきました。ひとつよろしくお願いいたします。

荒川委員 被保険者代表の荒川でございます。今回初めてこちらの会に出席、参加させていただくことになりました。わからないことだらけでありますけれども、ひとつ一から勉強しながら少しでもお役に立てるように努力していきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

宮崎委員 被保険者代表の宮崎と申します。よろしくお願いいたします。新任でございますので、協議会委員の皆様とご一緒にしっかりと審議を重ねていきたいと思しますので、どうぞよろしくお願いいたします。

鈴木委員 国分寺市歯科医師会から来ました鈴木です。よろしくお願いいたします。ことしから新規になりますので、よろしくお願いいたします。

新川委員 国分寺市医師会から来ました新川です。私もことしから初めての任務になりますので、皆さんよろしくご指導をお願いいたします。

知念委員 同じく国分寺市医師会から来ました知念と申します。よろしくお願いいたします。

藤巻委員 同じく国分寺市医師会から来ました藤巻正樹です。よろしくお願いいたします。今期で3期目となりますけれども、この4年間いろいろ諮問、協議しまして非常に勉強させていただきました。限られたお金を有効に使うという非常に大事なことだと思しますので、有意義な会議にしていければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

事務局 委員の皆さんありがとうございました。

それでは、皆さんの自己紹介も終わりましたので、会長の選出をお願いしたいと思います。会長の選出につきましては、国民健康保険法施行令第5条により、公益を代表する委員の中から全委員によって選出することと定められております。机上に配付しております資料1の委員名簿をごらんいただきながら、会長になられる方に関するご推薦などのご意見はございますでしょうか。

新藤委員 会長の件なのですが、私としては先ほど紹介もありましたけれども、民生委員で会長もお務めになっていて、また前期もこの協議会の会長をお務めいただいた内藤委員

が適任ではないかと思しますので、今期も引き続きお引き受けいただければと思いますけど、いかがでしょうか。

事務局 新藤委員，ありがとうございます。

ただいま会長に内藤委員をご推薦いただきご意見をいただきました。委員の皆様からほかにご意見はございますでしょうか。

ご意見がないようでしたら内藤委員に会長をお願いしたく存じますが，委員の皆様，よろしゅうございませうか。よろしければ拍手で伺いたいと思います。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。続きまして副会長についてご推薦のご意見がありましたら伺いたく存じますが，いかがでしょうか。

山本委員，どうぞ。

山本委員 私は副会長には藤巻委員をお願いしたいと思っております。理由は，まずこの会の委員経験が豊富であるということ，それと同時に国民健康保険のことにも造詣が深くていらっしゃいます。なお，医療に関しても実践を踏まえておりますので，医療の知識等についても十分お持ちかという理由から推薦をさせていただきたいと思います。

以上です。

事務局 山本委員，ありがとうございました。

ただいま副会長に藤巻委員をご推薦いただきご意見をいただきました。委員の皆様からほかにご意見はございませんでしょうか。よろしゅうございませうか。では，藤巻委員に副会長をお願いしたく存じますが，よろしゅうございませうか。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。それでは，内藤会長と藤巻副会長におかれましては，会長，副会長席にご移動をお願いいたします。

それでは会長，副会長に就任されました内藤会長，藤巻副会長にそれぞれご挨拶をお願いします。まず最初に内藤会長，よろしくお願ひいたします。

会長 ただいま，皆様からご推薦をいただきました内藤でございませうけど，何分このような大役をいただくのはなかなか，前年もそうだったのですけれども，今回も皆様とともにいい協議会，国民健康保険運営，市民にとって，また市にとっても，また我々にとってもいい運営協議会になりますように，皆様1人1人のご協力をもちましてやらせていただきたいと思っております。また藤巻副会長ともども皆さんとともにやってまいりたいと思うので，ぜひ皆様のご支援をよろしくお願ひいたします。よろしくお願ひいたします。

(拍手)

事務局 続きまして藤巻副会長，お願ひします。

副会長 ただいま副会長に推薦していただきました本多で藤巻クリニック内科を開業しております。多摩信の隣ですけれども。この国保運営協議会，ちょっと名称は変わりましたがけれども，前々回から在籍させていただいておりますので，微力ながらですけれども，会長の

補佐役としてこの委員会の円滑な運営に貢献できますよう精いっぱい頑張っていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(拍手)

事務局 ありがとうございます。それでは会長、副会長が決まりましたので、井澤市長より諮問書を会長にお渡しいただきたく、お願いします。

内藤会長、よろしく願いいたします。

市長 諮問第2号、令和元年8月22日。国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会会長殿。国分寺市長、井澤邦夫。

国分寺市国民健康保険事業の運営について。

国分寺市国民健康保険事業の運営について、国分寺市国民健康保険条例第2条及び国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第2条の規定に基づき、下記事項について諮問いたします。

諮問事項、国分寺市国民健康保険事業の運営について。

以上でございます。よろしく願いいたします。

事務局 ありがとうございます。市長につきましては、ほかの公務がございますので、ここで退席させていただきます。

市長 よろしく願いいたします。

(市長退室)

事務局 それでは会長、副会長が決まりましたので、ここからの進行については会長にお願いしたいと思います。

内藤会長、よろしく願いいたします。

会長 ただいま市長から運営に関する諮問書をいただきましたので、これから会議をさせていただきますけど、では、令和元年度第3回国民健康保険運営協議会を開催いたします。

では、事務局から本日の出席の報告をお願いいたします。

事務局 事務局です。出席状況報告です。委員さんは16名おりました、2名欠席ですので14名の出席がございます。半数以上のご出席をいただいておりますので、国民健康保険事業の運営に関する協議会規則第7条の規定によって、会議が成立していることを御報告いたします。

会長 ありがとうございます。

続きまして、本日は改選後初めての協議会でございますので、きょうお見えになっております健康部長並びにまた事務局からのご紹介をお願いしたいと思うので、よろしく願いします。

健康部長 改めましてこんにちは。健康部長、鈴木でございます。ことしで2年目になります。私、健康部のほうで保険年金課のほうを所管させていただいております。

国民健康保険につきましては、市長からの挨拶にもありましたように、ほかの保険に加入していない方を対象といたしまして、都道府県と市区町村が一緒に運営している医療保険

制度ということになってございます。高齢化によりまして特に1人当たりの医療費が増大しておりまして、国分寺市の国保財政も大変厳しい状況が続いております。市といたしましてもこの国保財政を改善すべく、平成26年度より医療費の支出を抑えるために医療費の適正化事業に取り組んでいるところでございます。また今年度からは、新規事業といたしまして糖尿病性腎症重症化予防のための事業を国分寺市医師会様のご協力をいただきまして、日々連携を図りながら進めているところでございます。

この後、事務局から詳細な説明がございしますが、平成30年度から都道府県化が実施されております。今年度の委員改選に当たりまして、療養担当代表5名、公益代表5名、国保加入者である被保険者代表5名、被保険者保険代表1名、計16名の委員で6名の方が新しく委員になられております。今後の国保運営について、忌憚のないご意見をいただき、よりよい方向性を出していただくことができると考えているところでございます。引き続きどうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、国保運営協議会の事務局をご紹介させていただきます。まず保険年金課長、大庭でございます。

保険年金課長 大庭です。よろしくお願ひいたします。

健康部長 国民健康保険係長の久保でございます。

国民健康保険係長 久保と申します。よろしくお願ひいたします。

健康部長 国民健康保険係の英でございます。

国民健康保険係 英と申します。よろしくお願ひいたします。

健康部長 同じく飯島でございます。

国民健康保険係 飯島と申します。よろしくお願ひいたします。

健康部長 この事務局体制でこの協議会を行ってまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

会長 部長並びに事務局の人に拍手をちょっとお願ひできますか。

(拍手)

会長 ありがとうございます。

続きまして、本日の会議の議事録の署名委員の指名をお願いしたいと思うので、事務局、よろしくお願ひいたします。

事務局 事務局です。運営協議会規則第2条に定めております会議録署名のご担当委員につきましては、内藤会長と今回は高根委員と和地委員をお願いしたいと考えてございます。私どものほうで会議録の案を作成し次第、内容確認と完成版への署名をお願いいたしますので、よろしくお願ひいたします。

また後日、議事録ができましたら議事録案を郵送させていただきます。

会長 ありがとうございます。それでは会議になりますけど、本日いろいろな資料が提出されておりますので、資料の説明をお願いしたいと思います。先ほど市長から諮問書をいただきましたので、写しの配付もお願ひいたします。

事務局、お願いします。

事務局 まず先ほどの諮問書の写し、配付させていただきます。配付中ではございますが、資料の確認を続けさせていただきます。

まず本日の「次第」、そして資料1として「国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会委員名簿」、資料2としまして「国民健康保険制度について」、資料3-1「平成31年4月18日付の諮問第1号の写し」、資料3-2「令和元年7月31日付の諮問第1号に対する答申書」、これは両面で印刷したのになります。それから資料4「令和元年度～3年度協議会のスケジュール表」です。資料5「国分寺国民健康保険事業の運営に関する協議会規則」、両面2枚の資料です。そして番号はないのですが、本年4月に開催した本協議会の議事録になっております。

そして冊子で「国民健康保険運営協議会委員のための国民健康保険必携」という本を皆様にお配りしております。そして先ほどの諮問第2号の写し、行き渡りましたでしょうか。

資料は以上でございます。それから今回、新任で委員になられた6名の方には、黒いファイルをお渡ししてございます。資料のつづりなどにご利用いただければと思います。

以上でございます。

会長 皆様、大丈夫でしょうか。では、審議事項として諮問書について、事務局からご説明をお願いいたします。

事務局 事務局です。それでは今、書類の説明をさせていただいている間に配付させていただきました、先ほど市長のほうから内藤会長に交付されました諮問第2号についてご説明します。資料は今、お手元にあると思いますので、お手元にお出してください。

国民健康保険事業の運営に関する協議会は、市長の附属期間となります。資料5、きょう配付している机上配付の資料5もあわせてごらんいただきたいと思います。こちらの資料5が規則という形になります。

あけていただくと、協議会の職務第2条というのがございます。こちらの(1)一部負担金の負担割合に関することから、(6)のその他国民健康保険事業運営に関する重要事項という部分が所掌という形になってございます。簡単に申し上げますと、先ほど市長も会長もご説明ございましたけれども、国民健康保険に関するさまざまな事項について協議していただくという形になります。

その下、協議会規則2条の2、市長の諮問を受けたときは会議をその都度開催するとありますので、先ほど諮問を受けましたので、今後協議会、協議を行っていただくという形になります。

また、今後のスケジュールについては後ほどご説明申し上げますけれども、昨年につきましては5年ぶりの保険税の改定を行ったために年6回の協議会を開催しております。通常の年につきましては大体年4回程度ということで開催しております。スケジュールについては後ほどまた詳細にご説明申し上げます。

ここから制度について久保係長のほうから引き続きご説明をさせていただきます。

事務局 それでは資料2に基づいてご説明申し上げたいと思います。資料2をお願いいたします。

国民健康保険制度についてご説明いたします。国民健康保険、国保と言われてはいますが、こちらについては都道府県と市町村がともに行う医療保険となっております。それぞれの区域内に住所を有する人を被保険者とし、その疾病、負傷、出産、死亡に関して保険給付を行うとともに、財源となる保険税の徴収を行っております。

従来から各市町村ごとに国民健康保険を運営しておりましたが、平成30年度から財政運営の責任主体が都道府県となりまして、従来どおり行っていた被保険者の資格管理、給付ですとか、保険税率の決定、賦課徴収、保健事業等を市町村が行うという形になっております。

続きまして、国保の概況です。国民健康保険制度そのもの自体は農林水産業者ですとか、自営業者の方を中心とする制度として創設されました。ただ、他の医療保健に属さない人全てを被保険者としているため、高齢化や産業構造の変化などの影響を受けまして、制度発足当初と比較すると高齢者の割合が増加するとともに、農林水産業者及び自営業者の割合が減少し、無職者の割合が増加しております。

下の表の下段に、世帯主の職業が記載されておりますけれども、農林水産業については44.7%から2.3%、自営業者につきましても24.2%から15%まで減少しております。一方で無職者が9.4%から43.9%まで増加している状況でございます。

次ページをお願いいたします。こちら財政状況です。上のほうの図が全国レベルのもの、下のほうが平成29年度の国分寺市の決算となっております。平成28年度に市町村の国保の単年度収支状況が、収入総額が占める国保税の割合が18%、国保財政はその多くは国、都道府県、市町村からの公費、被保険者からの前期高齢者交付金等の支出金によって賄われています。

表の見方としては左側が収入、右側が支出という形になっております。国が18%保険税、国分寺も大体17.6%、大体同じぐらいという形になっております。

昨年度からずっと議論していただいている法定外繰入金について、全国レベルで見ると2.1%が国分寺市では11.5%となっております。こちら法定外繰入を、20年かけて減らしていくというのが、我々の計画として出しているところでございます。

続きまして下の国民健康保険の被保険者。国民健康保険法第5条におきまして、「都道府県の区域内に住所を有する者は、当該都道府県が当該都道府県内の市町村とともに国民健康保険の被保険者とする」とされ、もう一方で被用者保険や後期高齢者医療制度の被保険者は適用除外とされております。これにより国民全てが何らかの公的な医療保険に加入する、いわゆる国民皆保険制度を実現しているということになっております。

国民健康保険は日本の国民皆保険の基盤となる仕組みでございますけれども、国民健康保険の被保険者は会社を退職してから加入する方が多いため、被用者保険と比べますと年齢構成が高く、医療費水準が高い、所得水準が低く、保険税の負担が重いといった構造的な

問題を抱えております。

また、当市の国民健康保険の被保険者についてでございますけれども、平成20年度以降減り続けております。平成20年度において3万人を超えていた被保険者数は、平成30年度には2万4,400人、今現在大体2万4,000人ぐらいの規模にまで減っております。社会保険の適用拡大が影響して、被保険者の減少というものになっていると考えております。

また、65歳以上の高齢者の場合、こちらについては平成20年度において29.4%でした。こちらは平成30年度については37.1%にまで上昇しております。

続きまして、国民健康保険の給付についてご説明いたします。国民健康保険は先ほど申し上げたとおり被保険者の疾病、負傷、出産、また死亡に関して必要な給付を行います。疾病及び負傷に関する給付につきましては、療養の給付、療養費の支給、高額療養費の支給、高額介護合算療養費等がございます。また出産に対しては、出産育児一時金、死亡に関しては葬祭費の支給を行っております。

療養の給付というものは、被保険者の疾病、負傷に関して診察等の現物給付を行うもので、国保の根幹をなすものです。保険証を提示して病院で診察を受けたりですとか、調剤薬局でお薬をもらったりといったものがこれに当たります。医療機関等に支払う、患者の方が支払う一部負担金につきましては、義務教育就学前が2割、義務教育就学後から70歳までが3割、70歳以上は収入所得によって2割または3割と決まっております。

下の四角内にその2割、3割の考え方が記載されておりますので、後ほどお読みください。

続きまして、療養費の支給とは、医師の診断に基づいてコルセット等の補装具を作成した場合ですとか、保険証をやむを得ず持参しないで病院へ行ったときに、後日償還払いを受ける場合に受け取るのが療養費の支給となっております。

次の高額療養費の支給でございますけれども、国民健康保険では世帯ごとに医療費の自己負担額の上限が定められております。こちらを超える自己負担額があった場合に支給されるものとなっております。原則償還払いとなりますけれども、償還払いではなく窓口での支払いを上限までに抑える限度額適用認定証もございます。

下に70歳未満の方の限度額、70歳以上の方の限度額のそれぞれの計算の表がございます。後ほどお読みいただければと思います。

5ページの中段をお願いいたします。先ほど鈴木部長からもお話がありましたとおり、1人当たりの医療費が年々増加しております。平成25年度1カ月当たり1人当たりの医療費2万320円だったのに対して、平成29年度では2万3,475円まで増加、上昇しております。医療の高度化と被保険者の高齢化によるものと考えております。

続きまして、国民健康保険税。国民健康保険税は、国民健康保険の主たる財源でございます。東京都から交付される交付金ですとか、保険基盤安定制度など法律に基づく公費負担を除く国保事業の財源はこの保険税で賄うことを原則としております。国民健康保険料については、国民健康保険法第76条第1項において、「市町村は国民健康保険事業に要する費

用に充てるため、保険料を徴収しなければならない。ただし、地方税法の規定により国民健康保険税を課するときはこの限りではない」と規定されております。

また、地方税法703条の4第1項におきまして、国民健康保険税を課することができる」と規定されております。保険料を課するか保険税を課するか、どちらを選択するかというのは各市町村の裁量に委ねられております。市町村全体の9割ぐらいが保険税を採用しているようです。都内では保険料については23区、あと立川市、西東京市が保険料を採用しております。

国民健康保険税は医療費の財源となる医療分、後期高齢者支援金の財源となる後期高齢者支援金分、介護納付金の財源となる介護分で構成されております。また保険税は、応能割と応益割の合算で算出いたします。応能割には所得に課税する所得割と固定資産に課税する資産割があり、応益割には世帯当たりに課税する平等割と被保険者1人当たりに課税する均等割がございます。国分寺市では、国民健康保険税を採用してありまして、医療分、後期分、介護分それぞれについて、応能割については所得割のみ、資産割はございません。応益割は均等割のみ、平等割はございません。

平成30年度から都道府県が、都道府県化したことにより市町村ごとに標準保険料率を提示し、市町村はその都道府県の示す標準保険料率を参考に保険料率を定めることとなりました。これに基づいて平成31年度からの税改定を行っております。

下の図は平成30年度東京都の標準保険料率、平成31年度の国分寺市の保険料率の額となります。

下に保険税の計算の仕方が記載しておりますので、こちらも後ほどお読みいただければと思います。

また上記の、その前のページの保険税の計算とは別に、所得が一定の額を下回る世帯につきましては、所得と被保険者数に応じて均等割を7割、5割、2割軽減する、いわゆる法定軽減と言われる軽減がございます。また解雇等による非自発的失業者及び後期高齢者医療移行者の旧被扶養者に対しては保険税の減免制度があり、また、ほかに災害等の一定の事情があり、保険税の納付ができない方に対する減免の制度もございます。

続きまして、保健事業でございます。平成20年度から医療保険者が高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施することとされた特定健康診査及び特定保健指導、こちらのほかに被保険者の健康増進と医療費の適正化を目的といたしまして、保健事業を行っております。

特定健康診査の結果とレセプト情報、こちらをもとに医療費の分析を行いまして、健診異常値放置者の受診勧奨、ジェネリック差額通知、重複受診者の指導などを行っております。今年度から医師会様のご協力をいただきまして、糖尿病性腎症重症化予防の事業に着手しております。

最後に、国分寺市の国民健康保険の状況についてご説明いたします。

本来、東京都からの交付金や基盤安定制度など法律に基づく公費負担を除く保険事業の

財源については、保険税で賄うことを原則としております。しかしながら保険税だけでは国民健康保険の運営はできないため、従来から一般会計から多額の繰入金を入れております。この決算補填を目的とした一般会計からの繰り入れにつきまして、段階的、計画的に解消することを国や都から求められているところでございます。

国分寺市では、平成30年度からおよそ20年をかけて3年に一度税改定を行い、段階的に解消していくこととしました。平成31年度に保険税の改定を行いましたので、今回は令和4年度からの税改定を行う予定です。この税改定を行う諮問及び答申につきましては、令和3年度に皆様方に諮問し、答申をいただいて、税改定に結びつけたいと考えてございます。

国民健康保険につきましては、雑駁ではございますけれども、説明は以上となります。
会長 ありがとうございます。ただいま国民健康保険制度の事務局からのご説明をいただきました。これに対して何か皆様、ご質問はございますか。

新藤委員、どうぞ。

新藤委員 済みません、今、説明いただいた中の国分寺市の国保税についての説明で、6ページのところですか、この応能割とか応益割とか、制度としては市によっては資産割というものもあるみたいな話がありましたけど、国分寺は資産割は採用していないということでしたが、資産割を適用している他の市町村は結構あるのでしょうか。資産割を採用しているところは結構あるのでしょうか。

会長 では事務局、お願いします。

事務局 資産割については、都内では多分26市はないと思います。23区ももちろんないです。資産割については、水産業者なんかだと大漁だったり、お魚がとれなかったりすると大分所得の浮き沈みが激しいというか、そういうところが安定的に国保を運営するために資産割を設けているところがどうも多いようです。地方に行くとき多様な印象を受けます。都内では島しょ部を除き採用しているところはございません。国分寺市も平成21年度までは資産割はありましたが、その後廃止して現在に至っています。

平等割も23年度までございましたが、それも廃止して、現在2方式です。東京都内では2方式に徐々に移行していくような状況にあります。

新藤委員 ありがとうございます。

会長 よろしいでしょうか。ほかにございますか。

なければ続きまして報告事項、平成31年度諮問第1号答申についての説明を事務局、お願いいたします。

事務局 事務局です。それでは机上配付しております資料3-1及び3-2についてご説明を申し上げます。

まず諮問の番号についてご説明をします。諮問については、年度を通して付番を行っております。そのためこの諮問は、資料3-1につきましては4月に行っておりますので、元号も平成となっております、1号となります。先ほどの市長から交付された諮問書2号は、元号は変更後ということになっておりますので、番号も1番から2番という形になっており

ます。

資料3-1, 諮問書1に戻りましてご説明申し上げます。1つ目の課税限度額につきましては、国民健康保険税については前年度の所得により税額が決定するという形になってございます。別の法律の地方税法施行令が改正されたために、高収入の方については課税限度内のうち医療分を来年度から年間58万円から61万円に引き上げるよう答申を受けております。それが3-2のほうですね。

また、この課税限度額と対になる低所得者軽減対策というのは、ことしからもう既に実施をしている格好になります。

2つ目の応益割に係る旧被扶養者減免の減免期間の見直しについてということです。こちらにつきましては、国民健康保険は74歳までの方が入る制度でございまして、75歳以上は後期高齢者医療制度という制度にご加入いただく形になります。この後期高齢者医療制度も同様な制度がありまして、後期高齢者医療制度ではことしから既に変更されているのですけれども、内容は社会保険に加入している方で、扶養者になっている方は減免期間に定めがありませんでしたが、後期高齢者制度では2年間に変更されたため、国民健康保険についても同様に2年間の期間しか減免期間を設けないということにさせていただいております。改選によりまして本日から新委員になっておる皆さんについては、委員を任命されてすぐ、このような諮問、答申となるとご負担が多いということを考えまして、旧委員さんに4月に諮問させていただいて、7月に答申をいただいております。

また、こういう形で今後諮問、答申という格好が出てくると思いますし、先ほど係長のほうでご説明させていただいたように、3年に一度税改定という形、国民健康保険税の税改定というところが出てまいりますので、その際は皆さんにもご協力をいただきたいと思いますのでございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。ここまで皆さん、大丈夫でしょうか。新しく任命された方、ここまでよろしいでしょうか。

ご質問がなければ次に、今後の国民健康保険事業の運営に関する協議会のスケジュールについて、事務局からご説明を受けたいと思います。よろしく申し上げます。

事務局 引き続きまして事務局でございます。それでは机上配付してございます資料4, A4横の運営協議会スケジュール表をお出しいただきたいと思っております。

先ほどもちょっと日程的な部分では軽く触れましたけれども、開催回数は年4回程度となります。また委嘱状にも記載されておりますけれども、皆さんの任期は3年間という形になっておりまして、その資料に書いてありますとおり令和元年8月1日から、令和4年7月31日までの3年間という形になります。ここにつきましては、前年までは2年間という委員さんの任期でしたが、先ほどもお話がありましたように、国民健康保険が都道府県化という制度に変わって、東京都も財源の責任主体になるということになった関係で、東京都の中でも国民健康保険の運営協議会委員、皆さんと同じ運協ができています。そちらのほう

の任期が3年ということになっておりますので、それに合わせて各市のほうも3年間ということになっておりますので、よろしく申し上げます。

ことしにつきましては、本日8月22日と、そこに書いてありますとおり11月末に決算報告をさせていただく予定でございます。それから年度が変わりまして令和2年、中段になりますけど、こちらにつきましては5月中旬に諮問をさせていただきます。諮問内容は、先ほどもちよっとご説明を申し上げましたが、課税限度額の変更が毎年現在、行われている状況になりますので、その諮問になる予定でございます。7月下旬に答申をいただき、11月下旬と令和3年2月中旬を予定して4回ということを予定してございます。

それから次に、令和3年度は先ほどもちよっと係長のほうでご説明をさせていただきましたけれども、令和4年度に3年に1回の国民健康保険税、国分寺市の国民健康保険税の税率の見直しが出てくる関係がございますので、令和4年度からはその議論を行っていただく関係がありまして、年6回ということで回数が多くなっております。あくまでもこれは今現在のスケジュールということでございますので、毎年度運協が始まる大体4月、あるいは5月のときにはその年度のスケジュールについてご説明をさせていただきたいと考えてございます。

以上でございます。

会長 ありがとうございます。日程に関して、ご質問ございましたら申し上げます。大分早足できましたので、ちよっとご理解いただけたかあれでしょうけど、大丈夫でしょうか。よろしいですか。

では、皆様の協力によりまして、本日、国民健康保険の概要、スケジュールの説明でありました。また改選後初回ということになりましたので、この程度でどうでしょうか、皆様。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日はこの辺で閉会といたしますけれども、次回の日程について事務局から説明をお願いいたします。

事務局 続きまして、事務局より事務連絡をさせていただきます。

第4回の日程ですが、これまでは療養担当代表のお医者様が、診療所等は木曜日の休診が多いとのことで毎回木曜日の午後から開催しておりました。今後も同様な日時で開催したいと思っておりますが、木曜日の午後からでよろしいでしょうか。

それでは第4回の開催は、11月21日木曜日の午後を予定しておりますが、本日時点でご都合の悪い方はいらっしゃいますでしょうか。

田中委員 もう一度申し上げます。

事務局 次回ですが、11月21日の木曜日午後を予定させていただいておりますが、本日時点でご都合の悪い方、いらっしゃいますでしょうか。かしこまりました。また確認をさせていただきます。

では、日程調整ありがとうございます。

会長 皆さん、ちよっとご都合をつけていただきまして、次回は11月21日木曜日という

ことで、ご都合をいただければありがたいと思っています。よろしく申し上げます。

それでは最後に、藤巻副会長から締めのお話をさせていただきます。

副会長 この会、私も4年間やらせていただきまして、非常に幾つかの諮問を答申したりしておりました。国民健康保険は今後も非常に大事なものになっていくものだと思いますので、この会でいろいろなことをお話し、検討していくということは非常に重要なことだと思いますし、皆様お忙しい中、集まりますが、非常に時間を大事にして、貴重な会議にさせていただければと思います。会長の補佐を少しでもできればと思いますので、どうぞ今後ともよろしくお願いいいたします。

会長 では、本日はどうもありがとうございました。よろしく申し上げます。お疲れさまでした。

— 了 —

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 会長

内藤 孝雄

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

高 相 美 鈴

国分寺市国民健康保険事業の運営に関する協議会 委員

和 地 誠 一